

イマドキの改憲 2

自民党草案を考える

明日の自由を守る若手弁護士会の
共同代表・黒澤いつき



憲法とはなにか、についてお話し
ています。国民が、生命・自由・平
等を守るために、「権力を法で縛
る」ことで権力の暴走を防ぐ、と

か？ それは13条の冒頭です。
〈13条前段 すべて国民は、個人
として尊重される〉

いうアイディア（立憲主義）が生ま
れました。いかなる権力も法
で縛られ、その法の枠内でし
か政治をできない、というよ
うに、あらかじめ枠を設定す
る。この「権力を縛る法」こ
そが、「憲法」です。

この、とてもシンプルな一文こ
そ、日本国憲法の中で最も重要とも
いわれる宣言です。
これはつまり、「私は私ら
しく生きていい」とい
うこと。誰もがこの世にたっ
た一人しかいないかけがえの
ない存在であり、それぞれが
個性豊かに、その人らしい誇
りある人生を歩んでいけるん
だ！ という宣言であること
もに、これこそが国家の存在
する目的である、という宣言
です。

本質

フランス革命の際、憲法制
定の前段階として採択された
フランス人権宣言には、「い
かに『憲法』という名がつい
ていても、人権保障と権力を
縛る規定がなければ、そんな
のは憲法ではない」という意
味の条文があります（16条）。

〈フランス人権宣言16条

権利の保障が確保されず、権
力の分立が定められていない
すべての社会は、憲法をもた
ない〉

人々の自由・平等を守るた
めに、権力を縛る。憲法の本
質は、人々の自由・平等を守
るために権力を縛るという点
にある、というわけです。こ
のフランス人権宣言は、西欧
社会に決定的な影響を与え、
天賦人権や立憲主義は、人類
普遍の価値として、世界に広
がっていきました。もちろん
日本国憲法も、立憲主義の精神に基
づく「憲法（権力を縛る法）」の一
つです。

日本国憲法が、自らの究極のテー
マを掲げている条文をご存じです

13条は基本的人権の`水源、

目標

ここから、自分らしい誇り
ある人生を歩むために必要不
可欠な利益＝基本的人権が生
まれます。例えば、言いたい
ことを言いたい時に言いたい
スタイルで言う自由がなけれ
ば、自分らしく誇りある人生
を生きられない（表現の自
由）。やりたい職業を目指す
自由がなければ、自分らしい
人生などない（職業選択の自
由）。困窮した時には、人と
しての尊厳が保てる最低限度
の生活を国家に保障してくれ
と求めることができなけれ
ば、自由主義社会で国民の尊
厳は守れません（生存権）。

このように、13条前段の宣言（個
人の尊重）は、人権が生まれる「水
源」であり、また、国家の究極の目
標でもあります。